

情報学概論A

情報と社会 ～コンピュータとインターネット～
15. コンピュータの発達と個人情報保護 -2-

1

1. 個人情報保護法の落とし穴

今日のお題・・・「**ケーススタディ**」

どういった事に気をつければいいのか？

個人情報保護法だけに違反しなければいいのか？

ケースを見ながら考えてみる・・・

みなさんが知らないうちに違反者にならないように・・・

3

目 次

- 1. 個人情報保護法の落とし穴
- 2. これからのコンピュータの発達
- 3. コンピュータは身体に影響を与えるのか

- 参考資料
 - インプレス 「やったらどうなる？ 個人情報保護法の落とし穴」

2

1. 個人情報保護法の落とし穴

- ケーススタディ1 謝って送ったメール
 - Kさんは会社経営者
自社の情報をメールマガジンにする為、ユーザーからメールアドレスを聞いてメールリングリストを作成した

 - 1年かけて約3000人のメールアドレスを集めることが出来た

 - Kさんはあまりパソコンに詳しくなく、若い社員に聞きながら操作出来る程度の知識

 - **ある日誤って送信先「TO」に3000人分のメールアドレスを貼り付けてメール送信をしてしまった・・・**
これは個人情報保護法に違反するのか？

4

1. 個人情報保護法の落とし穴

■ ケーススタディ1 謝って送ったメール

- ポイント Kさんの会社が個人情報取扱事業者であるかどうか？
顧客情報3000人のみが、会社に存在する個人情報だった場合、Kさんの会社は個人情報取扱事業者には該当しない
(6ヶ月以内に5000人以上のデータを取り扱ってない為)

したがって、Kさんの行為は個人情報保護法違反にならない

しかし、プライバシー権の侵害行為で損害賠償の対象となります

- メール送信時に送信先「TO」で送った為、3000人全ての人にメールアドレスを公開してしまった

プライバシー権の侵害はある意味、個人情報保護以上に恐ろしい場合があるので、個人情報取扱事業者でなければ良いということではありません。(例え、1件でも十分な注意と配慮が必要です)

5

1. 個人情報保護法の落とし穴

■ ケーススタディ2 社員が持っていた個人情報

- ポイント Yさんの会社が個人情報取扱事業者であるかどうか？
Yさんの持つ情報が500人だけだったとすれば、5000人以下で個人情報取扱事業者とはならない・・・

問題はSさんの持つ7000人のデータとなる
Sさんは個人的に収集しており、年賀状を出したり知人としてお付き合いを続けている事から、営業目体でデータを活用していない
会社の仕事で扱う、個人情報としてカウントされないと考えられる無断で送付したDMも個人情報保護法上は違反とならない

しかし、机の中に7000人の個人情報が入っているという行為は非常にリスクが高い行為であり、それが漏洩した場合に、**会社の事業と関係ないと証明することは非常に困難である**
社員への**監督義務を怠ったと責任を問われる場合もあります**ので十分な社員教育が必要となります

7

1. 個人情報保護法の落とし穴

■ ケーススタディ2 社員が持っていた個人情報

- Yさんはベンチャー企業の社長
自社の製品を売り込む為、DMを自分の持つ名刺から新しい者500人を選んで無断で送った
ユーザーも社員も少なく、自社は個人情報取扱事業者だとは考えなかった

Yさんは後から社員Sが個人的にセミナーなどで参加して7000人分の名刺を50音順で整理して持っている事を後から聞いた
Sさんは個人的に年賀状を出したりと、知人としてお付き合いを続けているのだと言う

- **無断でDMを出してしまったYさんの行為と、7000人のデータ**
これは個人情報保護法に違反するのか？

6

1. 個人情報保護法の落とし穴

■ ケーススタディ3 転送してしまった個人情報

- Hさんは個人情報取扱事業者で働いています
社長さんが自宅からHさん宛にメールを送信してきました
「至急取引先にこの内容を伝える」という指示であった為社長からのメールを、取引先にそのまま転送した

後日、取引先から社長さんはいい所に住んでいますねえと言われ、なぜ知っているのか聞いた所、Hさんが転送した社長のメールには社長の自宅の住所や電話番号が載った署名が添付されていた

- **転送したメールに付いていた署名、Hさんは情報を漏洩したのか**
これは個人情報保護法に違反するのか？

8

1. 個人情報保護法の落とし穴

- ケーススタディ3 転送してしまった個人情報
 - ポイント Hさんの転送したメールにあった署名が個人情報データベース等にあたるかどうか？

検索可能で体系的に整理された電子データの集合体を個人情報データベースと位置づけています
電子メールの署名は文字としては検索可能ですが、**体系的に整理されたデータ**はありませんから、個人情報データベースになりません
 Hさんの行為は個人情報保護法上は違法ではありません
 (アドレス帳は個人情報データベースになります)

しかし、会社の社長さんの個人データを外部に流出してしまったという行為は、民法上の不法行為にあたり、損害賠償責任が認められる可能性もありますので、注意が必要です

9

1. 個人情報保護法の落とし穴

- ケーススタディ4 旅行客の安否情報
 - ポイント 個人が生きているかどうか

個人情報保護法では「個人情報」は「**生きている人に関する情報**」と定めています
 つまり、死者の情報は個人情報に該当しませんから、ホームページ上の情報掲載は個人情報保護法には違反しません

しかし、乗客の安否が不明で生死の確認が取れていない状況での個人情報公開は個人情報保護法に違反する可能性があります

また、**死者であってもその情報が遺族の特定につながる場合は死者の個人情報も遺族の個人情報**となる場合があります、扱いは慎重に行う必要があります

11

1. 個人情報保護法の落とし穴

- ケーススタディ4 旅行客の安否情報
 - 海外での列車事故は発生した
列車がトンネル内で脱線して炎上しているとのニュースが報じられた

その列車を使って観光ツアーをしていた会社に安否の情報確認の電話が殺到した

自体の深刻さを考え、その列車に乗っていたと思われる**観光ツアー客の個人情報をホームページで公開した**

これは個人情報保護法に違反するのかわ？

10

1. 個人情報保護法の落とし穴

- ケーススタディ5 (個人情報取扱事業者であった場合)
 - 同級生だとウソと付いて連絡先を家族から聞いた
 - 違法となる
身分を偽るなどでは、個人情報は収集出来ない
 - じつは〇〇さんも会員になっているからと勧誘を行い
〇〇さんには、ここで話したことを内緒にして欲しいと言った
 - 違法となる
本人の同意を得ずに無断での利用は行えない
 - 社員の参加者名簿を勝手に参加者に配布した
 - 違法となる
事前に本人の同意を得ていない場合は、勝手に行えない
案内などで事前に伝えておく必要がある
 - バイト中に偶然知った有名人の住所を友人に教えた
 - 違法となる
仕事を通じて知った情報を知人や通人に教えてはいけない

12

2. これからのコンピュータの発達

■ これまでコンピュータは何の為に作られてきたのか コンピュータの歴史・基礎ついて学んできた

- コンピュータは**戦争の為に作られ発展**してきた
- その歴史はまだ、**100年に満たない**
- 用途によって大小多種多様なコンピュータが存在している
- 計算速度も加率的に早くなってきた
- 最新のコンピュータはまるで人を作るかのように研究されている
- コンピュータの基本構成は**人間とよく似ている**
- コンピュータは**2進数**という「0」「1」の羅列を用いて処理を行う
- 動作する為には**ソフトウェア**と呼ばれる各種プログラムが必要

13

2. これからのコンピュータの発達

■ 生活に見える形でコンピュータネットワークが入ってきた

- 図書館での本の貸し出し(電子検索、電子貸出)
- 役所での電子手続き(電子政府)
- インターネットでの通信販売やネット株式、電子商取引(EC)
- 電子メールや掲示板
- 就職活動に必要な求人案内手続き
- 住民基本台帳ネットワークによる、日本国民の総背番号制度
- 映画や音楽のネット配信
- 光ファイバによる高速ネットワークの普及
一般家庭への無線ネットワークの浸透

15

2. これからのコンピュータの発達

■ コンピュータをよりよく使う為にネットワークという 情報網を活用するようになった

- 通信という手段によって、あらゆる場所にあるコンピュータ同士が情報のやり取りを行っている
- 異なる言語の人同士が会話出来ないように、コンピュータもメーカー・機種が異なると通信が行えない
- コンピュータ同士が通信をする為には**通信規約(プロトコル)**というものが必要となる
- 世界中のコンピュータが相互に接続されている**インターネット**ももともとは**戦争の為に発展**してきたものである
- Windows95の登場により、一般の人とインターネットが非常に密接になった

14

2. これからのコンピュータの発達

■ 世の中にはいい人も悪い人もいる

- 実生活と同じで、ネット上にも悪い人は存在する
- ネット犯罪、コンピュータウイルス
- 不特定多数との会話を可能としたネットミーティング
- **ネチケット**の必要性
- **今日の被害者は、明日の加害者**かもしれない
- 子供の持つ携帯ゲーム機のネットワーク接続による不特定多数との対戦ゲームの登場
- **インターネットには匿名性は無い**ものと思って下さい

16

2. これからのコンピュータの発達

■ コンピュータと生活……

- 人口が増えれば犯罪も増えた、車が増えて交通事故が増えたコンピュータの利用人口が増えれば、その分トラブルも多くなるのは普通に想像し考えることができる
- インフルエンザが猛威をふるうようにコンピュータウイルスもまた、突然に発生して猛威をふるう
- ドンドン身近になるコンピュータは意識しない普通のアイテムとして生活に密着してきている
- **個人情報保護法、不正アクセス防止法、改正著作権法**など遅れていた法律の整備も進んでいます
知らなかったでは済まない時代がやってきます

17

3. コンピュータは身体に影響を与えるのか

■ 本当に影響を与える物なのだろうか？

ITエンジニアと呼ばれる人達がよく口にする症状

- 頭痛
- 肩こり・手足の疲れ・疲労感
- 胃潰瘍・十二指腸潰瘍・神経性胃炎
- 自律神経失調症
- うつ病
- ITてんかん
- インターネット依存症
- ドライアイ
- 円形脱毛症

19

2. これからのコンピュータの発達

■ コンピュータのこれから……

- コンピュータは今後もドンドン発展していきます
- 小型化、高速化、多機能化、そして安く手に入れやすい
- 全ての電化製品や私たち人間までも**IPアドレス**を持つ時代がくるかもしれません
- 電気が停電すると生活が成り立たないように、コンピュータやネットワークが止まると生活が成り立たなくなる時代が来ます
- **ユビキタス社会**、電子政府、e-Japan、u-Japan、IT産業TVや新聞でこれらのキーワードに少し興味を持って下さい
- しかし、どんなに科学が進歩しても人間(人)をコンピュータ(機械)が動作原理で追い抜くことは不可能だと思います

18

3. コンピュータは身体に影響を与えるのか

■ **VDT障害**と呼ばれるもの

- VDT作業を行う事による障害
VDTとはビジュアル・ディスプレイ・ターミナルの略称です
VDT作業とは椅子に腰掛けた姿勢でコンピュータのディスプレイを見たままキーボードでデータなどを入・出力する作業をいいます
普通のデスクワークと異なり**目への負担が大きいこと、拘束(こうそく)姿勢を強いられることや、処理の高速化が容易なため負荷が過重になりやすい**ことがあります

このような過重な負担によって筋骨格系・視覚系・精神神経系の疲労症候や障害をVDT障害と呼びます

先ほどのITエンジニアの口にする症状とも一致します

20

3. コンピュータは身体に影響を与えるのか

■ 症状について

- 眼の症状には眼の疲れ(眼精疲労)、視力の低下、眼のかすみ、眼痛などがあります
これらの症状は1日の作業時間が長くなるほど多くなります
ドライアイ、額の圧迫感やめまい、吐き気などに進むこともある
- 体の症状として肩こり、首から肩、腕の痛み、体のだるさなどの症状や、慢性的になると背中や腕の痛み、手指のしびれなどが加わる
精神の症状としてイライラ感、不安感、抑うつ状態なども現れる

21

3. コンピュータは身体に影響を与えるのか

■ 電磁波の身体への影響

- ちなみに、VDTが微量の電磁波を発生し特定の条件下で人体に影響を与える可能性があるという報告もされています
しかし、この点に関しては、現在の所、証明されるには至っていないというのが実状です
- 仕事、勉強、趣味、ゲーム・・・コンピュータを扱う場合は
根詰めて作業を行うのではなく、1時間に1回程度は休憩を行うように心がけることが重要です

23

3. コンピュータは身体に影響を与えるのか

■ 予防対策はどうするか

- **適度な休憩をVDT作業の間に挟むことが必要**
1時間につき10～15分程度
休憩時は遠方の景色を見るような状態にすること(遠方凝視)
体の筋の緊張を解く体操などもよい
乱視、遠視ないし近視など、本人に合った眼鏡やコンタクトレンズの装用も必要です(度が合っていないと特に疲れやすい)
- 作業環境としては、**適切な照明**がVDT画面、原稿、およびキーボードに与えられ、書類と眼の距離も画面からの距離とあまり差がないように配慮して下さい
画面の反射をさえぎるフィルターの利用なども有効です
作業時に適切な姿勢が保てるように、机に合った椅子の形と高さにも配慮する必要があります
- 厚生労働省からは障害予防の指針が示されています

22

3. コンピュータは身体に影響を与えるのか

■ キーボードを介してノロウイルスに感染

- ノロウイルスがコンピュータのキーボードやマウスなど共有設備を介してヒトからヒトへ感染することが、米国疾病対策予防センター(CDC)によって報告されました
- 接触感染性の強いノロウイルスは、ウイルス性胃腸炎の原因ともなり、数日間にわたる嘔吐や下痢を引き起こします
(いわゆる嘔吐下痢病)
- 昨年(2007年)2月に米ワシントンD.C.の小学校で起きたノロウイルスの集団感染で、生徒314人、スタッフ66人のうち、103人(生徒79人、スタッフ24人)がノロウイルスに感染した
- **予防はやはり手洗いが基本である**

24

3. コンピュータは身体に影響を与えるのか

■ インターネット依存症と呼ばれるもの

- 近年のインターネット、携帯電話の普及により**ネット**に接していないと不安でたまらなくなり、**極度にはまり込んでしまう症状**のこと **ネット中毒**とも表現される場合がある
- アルコール依存症やパチンコ依存症のような他の依存症と似たような症状を引き起こす
- 実際に病名としての扱いは無い
- 次々と登場する便利なインターネットサービスにより、新しい症状が色々出てきているという報告が増えてきている
- 海外でも問題視されており、世界的な問題になりつつある
- **誰でもなりうる**可能性がある、非常にやっかいな症状である

25

3. コンピュータは身体に影響を与えるのか

■ 症状について

- 自分が何をしているのかわからなくなる
 - 気がつくと**フレーミング**(相手を挑発して楽しむ)をしている
 - 残酷なこと言い合ったりのしりあったりする
 - 意味もなく攻撃的になる
 - インターネットをしていないときでも始終イライラする
 - もっと刺激を求める
- 幻聴・幻覚に悩まされる
 - うつ病や解離性人格障害などを誘引する場合がある
 - 殺人・自殺への衝動がみられる

27

3. コンピュータは身体に影響を与えるのか

■ 症状について

- 自分の意志でインターネットや携帯を**やめることができない**
 - 何度もメールの確認をしてしまう
 - 掲示板の返信が気になってしょうがない
 - 気になるYouTube投稿画像を全部見てしまった
 - オンラインゲームが止められない
 - 一日の大半をインターネットで過ごす
- 日常生活に支障をきたすようになる
 - 朝起床できなくなる、帰宅したくてもしょうがない
 - 人との会話(コミュニケーション)が出来なくなる
 - 学校や会社でオンラインゲームをしてしまう
- ネットをしていないと**不安**になる、**イライラ**する
 - 注意されると切れやすくなる
 - インターネットをしていて邪魔されるとイライラする

26

3. コンピュータは身体に影響を与えるのか

■ 予防対策はどうするか

- 病気ではない事と近年増えてきた症状であり医学的な根拠が無くこれと言った治療法が無いのが実状である
- 軽度の場合は**ネットから離れる事**で回復する
- 重度になってしまうと、家族の協力だけでの回復は難しく医師(精神神経科や診療内科)との相談が必要になる
- ネット依存症と言う病気の存在を知っておく事と依存症なのか? という自問自答が出来る事が予防の1つだと思われる

※参考

ネット依存症チェックサイト(占い程度にやってみますか?)

<http://junkhunt.net/netizon/>

<http://goisu.net/cgi-bin/psychology/psychology.cgi?menu=c023>

28